

労働環境実態調査報告書

(令和7年9月調査)

令和8年3月

尼崎市

目次

I	調査概要	3
II	調査結果	5
1	回答事業所の概要	5
2	正規従業員の労働条件（環境）	15
3	正規従業員の賃金制度	27
4	人材の確保・育成等	35
5	女性従業員の活用等	44
6	高齢者(65歳以上)の就労環境整備	48
7	外国人の雇用	59
8	障害者の雇用	64
III	資料編	70
1	調査依頼文及びアンケート調査票	70
2	単純集計結果	76

本報告書における図表等の表記について

- 本報告書では、調査結果を業種別、従業員規模別（以下、規模別という。）に示すことを基本とする。
- 規模別は、回答事業所の従業員規模別構成比（Ⅱ1（2）図1-2（p.3）参照）をふまえ、次の3区分とする。「50人未満」「50～99人」「100人以上」
- 無回答を除いて集計しているため、回答サンプル数（「n＝」で表記）がⅡ 調査結果の表1-1（p.3）の有効回答数と一致しない場合がある。
- 実数での回答を求めた設問については、回答サンプル数に加えて、平均値（「 μ ＝」で表記）を記載する。
- 前回調査（令和6年9月実施）との比較が可能な設問は、前回調査の回答全体の結果を図表で示す（図表中では「前回」と表記する。）。但し、比較が不可能な設問については、前回調査の回答全体の結果は省略する。
- 構成比率は四捨五入して記載するため、合計が100%とならない場合がある。
- 本文では、回答全体（以下、「全体」という。）と比較して特徴がみられる業種や規模（概ね構成比で5.0ポイント以上の差がある場合）を中心に記述する。
- 「宿泊業、飲食サービス業」については、回収サンプル数が少ないため、基本的に業種別に結果を示すことを控える（ただし、「全体」には含む。）。
- 設問によって、回答者が制限される場合がある。回答サンプル数が少ない設問では、業種別、規模別の図表や本文の記述等を控えることがある。

I 調査概要

1 調査の目的

尼崎市内の勤労者の労働条件を総合的に把握し、労働福祉行政及び産業振興の参考に資するとともに、勤労者の福祉向上の一助とする。

2 調査対象

尼崎市内の従業者30人以上のすべての民営事業所 1,100事業所

※総務省「事業所母集団データベース」の事業所名簿を利用した。

表Ⅰ 産業大分類別・従業者規模別事業所数

	30～ 49人	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500人 以上	合計
A 農林, 漁業							0
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業							0
D 建設業	21	22	7	1		1	52
E 製造業	83	73	31	14	7	9	217
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1						1
G 情報通信業	3	5	4	1	1		14
H 運輸業, 郵便業	49	54	12	4	2	1	122
I 卸売業, 小売業	80	64	24	6	1	2	177
J 金融業, 保険業	12	4		1			17
K 不動産業, 物品賃貸業	8	8	1	3			20
L 学術研究, 専門・技術サービス業	13	13	4	3	3	1	37
M 宿泊業, 飲食サービス業	38	30	3				71
N 生活関連サービス業, 娯楽業	12	7	3				22
O 教育, 学習支援業	19	12	3		1		35
P 医療, 福祉	110	63	21	5	3	2	204
Q 複合サービス業			1		1		2
R サービス業	44	32	15	9	7	2	109
合計	493	387	129	47	26	18	1,100

資料：事業所母集団データベース（総務省）

※令和7年度労働環境実態調査等において移転・廃業等を確認した事業所を除く。

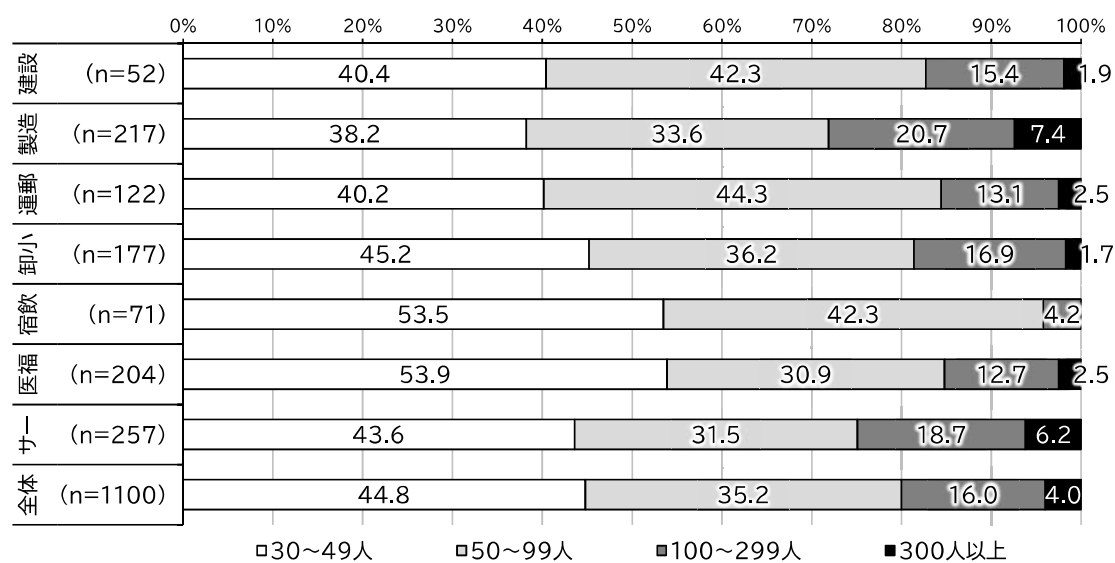
以下、本報告書では、産業大分類を次のとおり表記する。

表Ⅱ 業種の表記

産業大分類	本文での表記	図表での表記
「D 建設業」	「建設業」	『建設』
「E 製造業」	「製造業」	『製造』
「H 運輸業, 郵便業」	「運輸業, 郵便業」	『運郵』
「I 卸売業, 小売業」	「卸売業, 小売業」	『卸小』
「M 宿泊業, 飲食サービス業」	「宿泊業, 飲食店」	『宿飲』
「P 医療, 福祉」	「医療, 福祉」	『医福』
「F 電気・ガス・熱供給・水道業」「G 情報通信業」 「J 金融業, 保険業」「K 不動産業, 物品賃貸業」 「L 学術研究, 専門・技術サービス業」 「N 生活関連サービス業, 娯楽業」 「O 教育, 学習支援業」「Q 複合サービス業」 「R サービス業」	「サービス業」	『サー』

※「A 農林, 漁業」はちょ宇佐対象事業所がないため省略。

図 I 産業大分類別・従業者規模別事業所数の構成比



※「μ」は従業者数の平均を表す

3 調査方法

郵送によるアンケート調査票の配布・回収

WEBフォーム、インターネットおよびFAXによる回収

※調査票は調査報告書 Ⅲ資料編(p.72)を参照

4 調査時期

令和7年9月

5 調査時点

令和7年5月1日現在

6 配布・回収数

配布数：1,100

無効配布数：15

有効配布数：1,085

回収数：337

無効回収数：1

有効回収数：336

有効回収率：31.0 %

II 調査結果

I 回答事業所の概要

(1) 業種

調査票の配布・回収状況を業種別に示したものが、表1-1である。

全体では、有効配布数1,085件に対し、有効回収数が336件、有効回収率が31.0%であった。

最も回収率が高いのは「医療、福祉」の46.5%である。次いで「製造業」が36.4%、「運輸、郵便」が33.1%と続く。

表1-1 業種別の回答事業所と回収率

	有効配布数	有効回収数	有効回収率(%)
建設	52	15	28.8%
製造	217	79	36.4%
運郵	121	40	33.1%
卸小	175	38	21.7%
宿飲	70	6	8.6%
医福	198	92	46.5%
サー	252	66	26.2%
合計	1,085	336	31.0%

(2) 従業員数

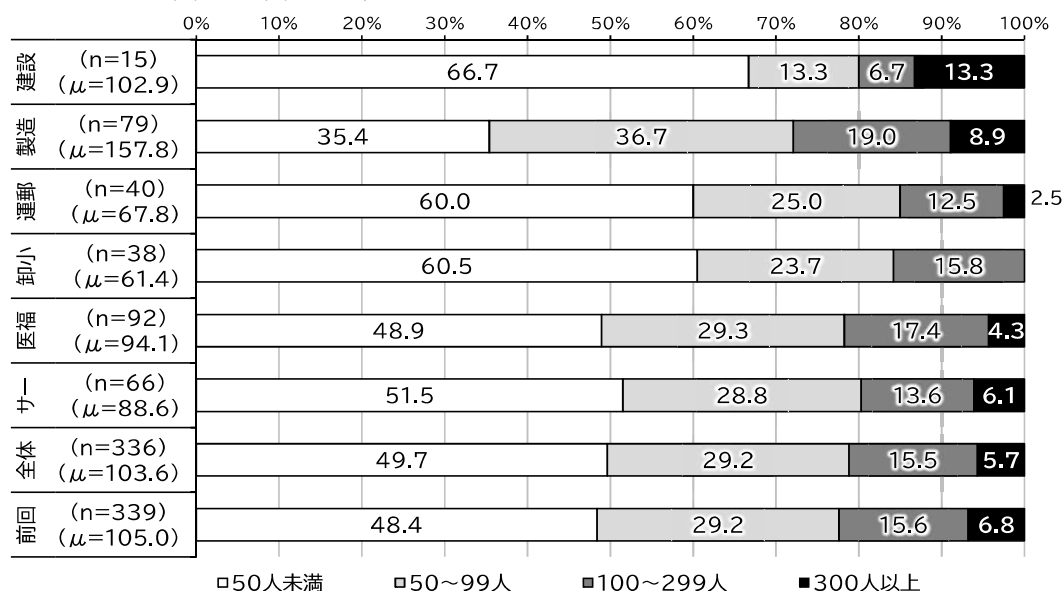
① 全従業員数

回答事業所の、従業員規模別の構成比を業種別に示したものが、図1-2である。

全体では、全従業員数が「50人未満」の事業所の割合が49.7%と最も高い。以下、「50~99人」が29.2%、「100~299人」が15.5%、「300人以上」が5.7%と続く。

業種別にみると、製造業では「50~99人」の割合が高く、36.7%であり、「100~299人」、「300人以上」の割合も、他の5業種より高くなっている。「運輸業、郵便業」及び「卸売業、小売業」では、「50人未満」の割合が約60%と高くなっている。「医療、福祉」「サービス業」では「全体」と似た構成比となっている。

図1-2 全従業員数(業種別)



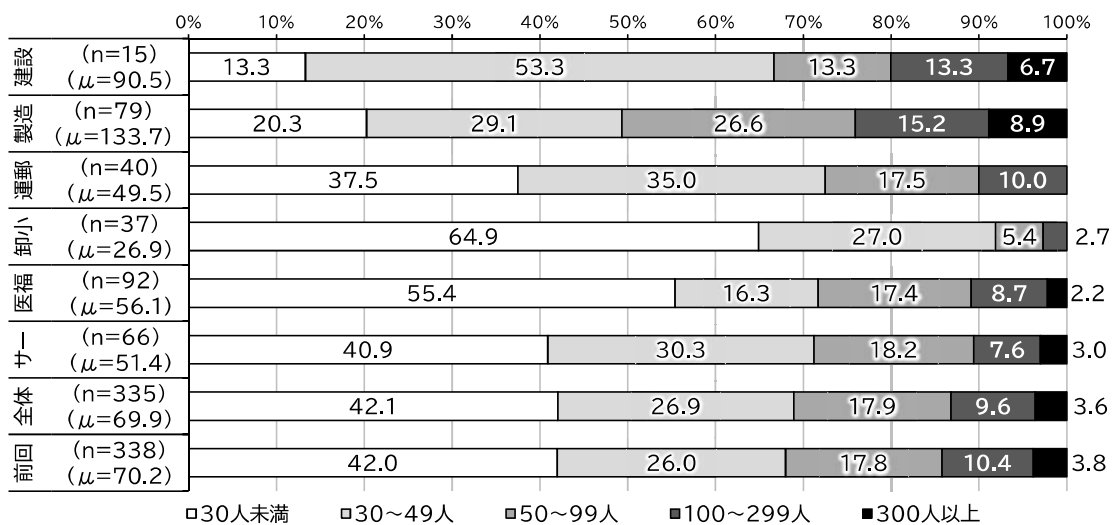
②-1 正規従業員数

回答事業所の正規従業員数について、業種別に示したものが図1-3である。

全体では、正規従業員数が「30人未満」である事業所の割合が42.1%と最も高く、次いで、「30~49人」が26.9%、「50~99人」が17.9%、「100~299人」が9.6%と続く。

業種別にみると、「製造業」では、「50~99人」が26.6%であり、「100~299人」が15.2%、「300人以上」が8.9%と、いずれも全体より高い。「運輸業,郵便業」では、「30~49人」が35.0%と、全体と比べて高い。一方、「30人未満」である事業所の割合は、「卸売業,小売業」が64.9%と、全体に比べて大幅に高く、「医療,福祉」では55.4%と、全体に比べて高い。

図1-3 正規従業員数(業種別)



②-2 非正規従業員数と割合

非正規従業員数について業種別に示したものが図1-4-1、規模別に示したものが図1-4-2である。

全体では、非正規従業員を雇用する事業所の割合は、「0人」の事業所を除く84.9%である。内訳をみると、「1~9人」である事業所の割合が最も高く29.0%、次いで「10~29人」が26.6%、「30~49人」が13.4%、「50~99人」が9.9%、「100人以上」が6.0%と続く。

業種別にみると、非正規従業員を雇用する事業所の割合が最も高いのは「医療,福祉」で96.7%であり、このうち「10~29人」である事業所の割合が、37.0%と、全体と比べて高い。また、「製造業」では、「1~9人」が43.0%と、全体より割合が高く、「運輸業,郵便業」も42.5%と、これに次ぐ割合となっている。

規模別にみると、従業員数「100人以上」の事業所では、非正規従業員が「100人以上」の事業所の割合が28.2%と、全体と比べて大幅に高く、雇用する非正規従業員の数が多い。「50人未満」の事業所では、「1~9人」を雇用している事業所の割合が、全体と比べて高い。

図1-4-1 非正規従業員数(業種別)

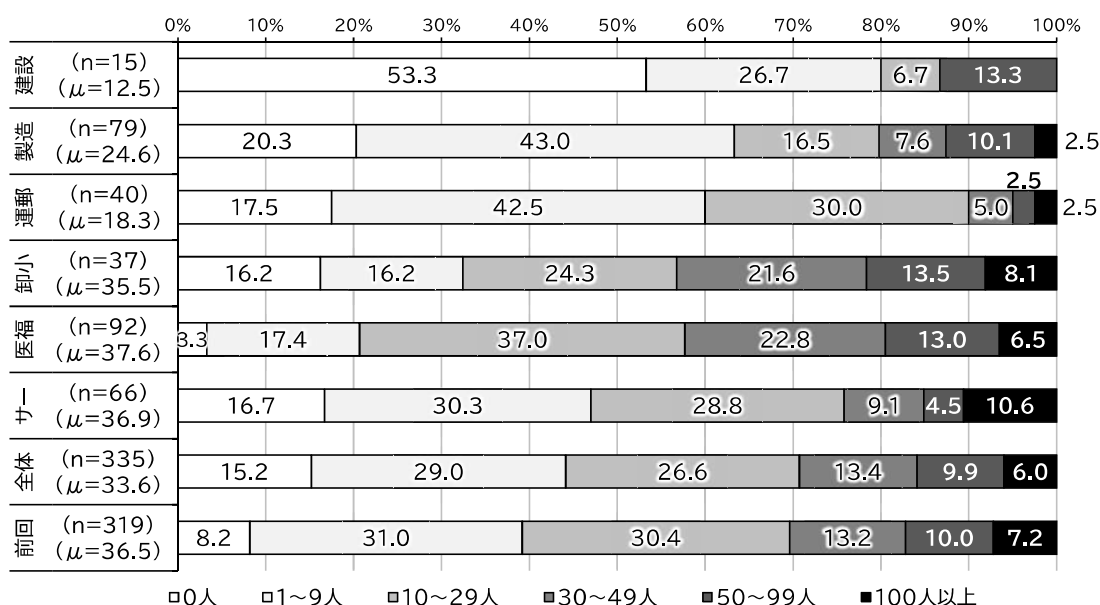
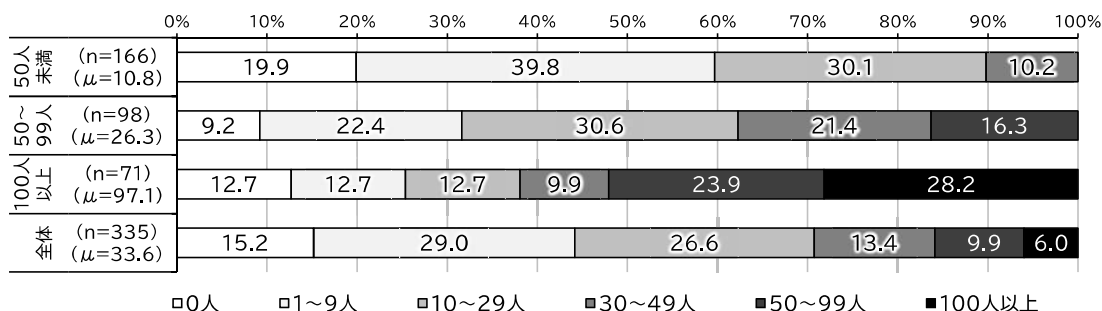


図1-4-2 非正規従業員数(規模別)



全従業員に占める非正規従業員の割合について業種別に示したものが図1-4-3、規模別に示したものが図1-4-4である。

全体では、全従業員に占める非正規従業員の割合が「25~50%未満」である事業所の割合が22.4%と最も高く、次いで、「10~25%未満」及び「0.1~10%未満」がともに16.7%、「75%以上」が14.9%、「50~75%未満」が14.0%と続く。

業種別にみると、「卸売,小売業」では、「75%以上」が51.4%と半数を上回り、「医療,福祉」では、「50~75%未満」が32.6%、「25~50%未満」が37.0%と、非正規従業員の割合が高い事業所が、全体よりも多くなっている。一方で、製造業では「0.1~10%未満」が31.6%、「10~25%未満」が26.6%と、割合が低い事業所が多く、「運輸業,郵便業」でも「0.1~10%未満」及び「10~25%未満」が相対的に高い。「サービス業」では「0.1~10%未満」の割合が、全体に比べて高くなっている。

規模別にみると、「100人以上」では、「75%以上」が19.7%、「10~25%未満」が23.9%と、他の従業員規模に比べて高い割合となっている。「50~99人」では、「50~75%未満」及び「25~50%未満」がそれぞれ全体と比べて割合が高くなっている。

図1-4-3 非正規従業員の割合（業種別）

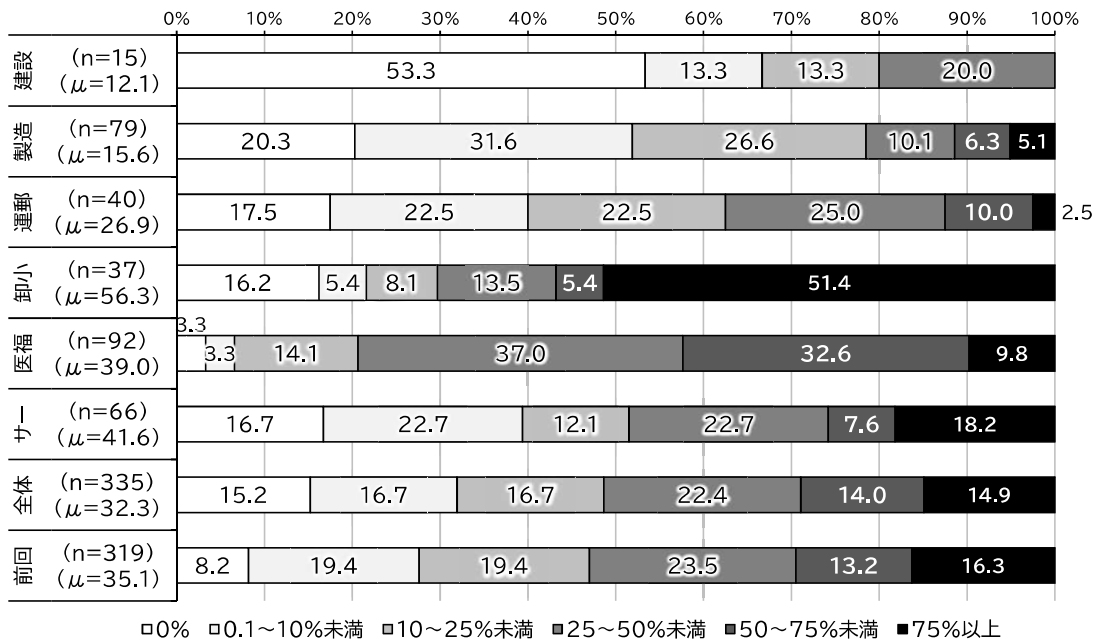
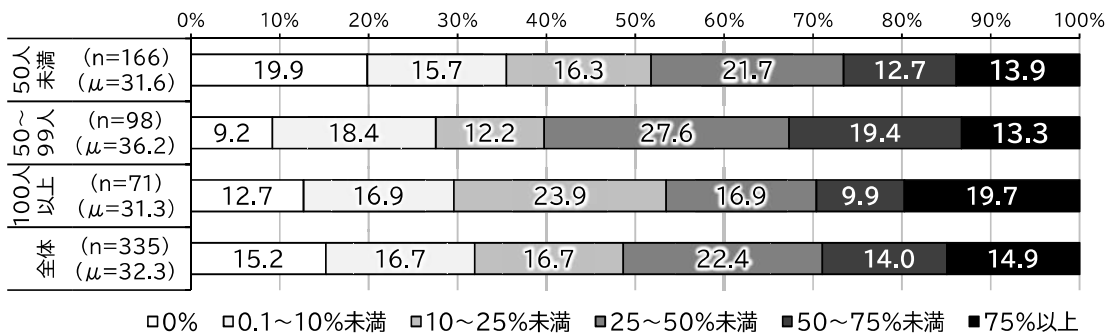


図1-4-4 非正規従業員の割合（規模別）



②-3 派遣受入従業員数

派遣受入従業員数について業種別に示したものが図1-5-1、規模別に示したものが図1-5-2である。

全体では、派遣受入従業員を活用する事業所の割合は、「0人」を除いた47.2%である。受入人数は「1~9人」が33.5%で最も高く、次いで、「10~29人」が7.8%である。

業種別にみると、「製造業」では、派遣受入従業員を活用する事業所は65.2%と6業種中最も高く、特に、「10~29人」が13.0%と1割を超え、また、「100人以上」や「50~99人」がともに5.8%を占めるなど、人数も多い。一方で、「卸売業、小売業」では、活用する事業所は28.1%にとどまる。

規模別にみると、規模が大きいほど派遣受入従業員を活用する割合が高く、活用する人数も多い傾向にある。「100人以上」の事業所では、67.2%の事業所が、派遣受入従業員を活用し、その人数は「50~99人」及び「100人以上」がともに7.5%と、全体より多い。また、規模が「50~99人」の事業所では、全体と似た構成比であり、「50人未満」では、活用する事業所は36.7%で、そのほとんどが人数「1~9人」である。

図1-5-1 派遣受入従業員数(業種別)

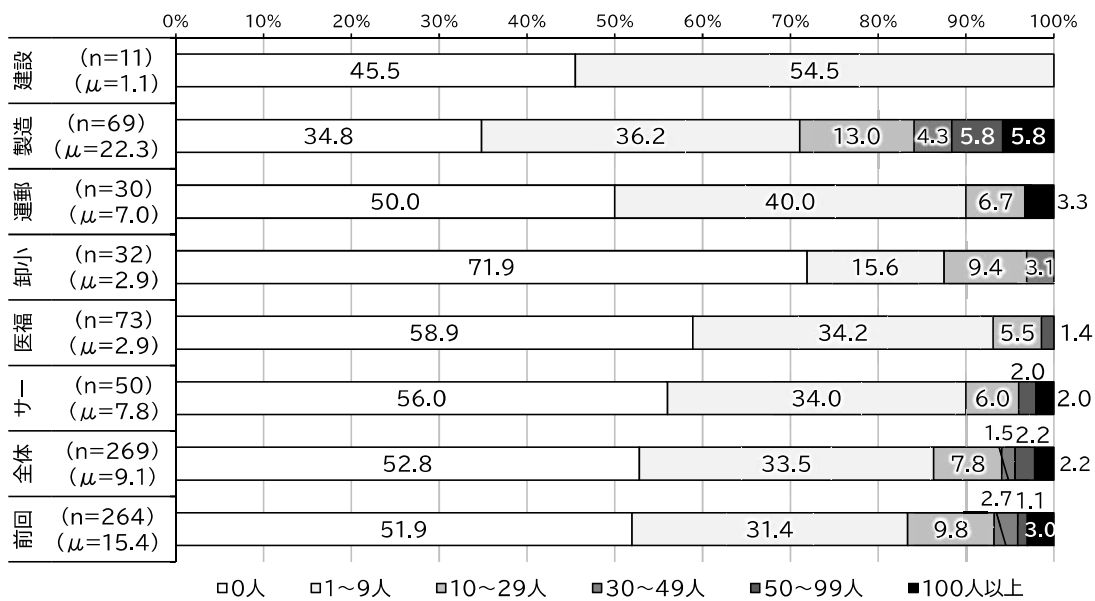
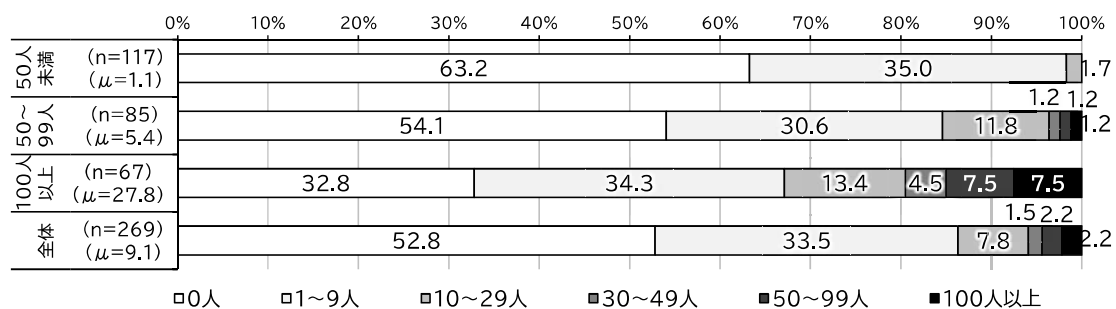


図1-5-2 派遣受入従業員数(規模別)



③ 管理職の人数と割合

管理職の人数について業種別に示したものが図1-6-1、規模別に示したものが図1-6-2である。

全体では、管理職の人数が「1~9人」の割合が70.9%と最も高く、次いで「10~29人」が17.3%である。なお、管理職が「0人」である事業所の割合は5.8%である。

業種別にみると、「製造業」では、「50~99人」が全体と比べて高く、9.2%であり、「10人~29人」の割合も22.4%と、全体と比べて高い。「卸売業,小売業」では、「0人」が10.8%と1割を占め、「30~49人」をはじめ”30人以上”の事業所は0.0%であった。

規模別にみると、従業員規模が「50人未満」「50~99人」の事業所では「1~9人」が7割以上を占めるのに対して、「100人以上」では、管理職が「10~29人」が35.7%と最も多く、「50~99人」という事業所が14.3%、「100人以上」が4.3%と、他の規模に比べて高い割合となっている。

図1-6-1 管理職の人数(業種別)

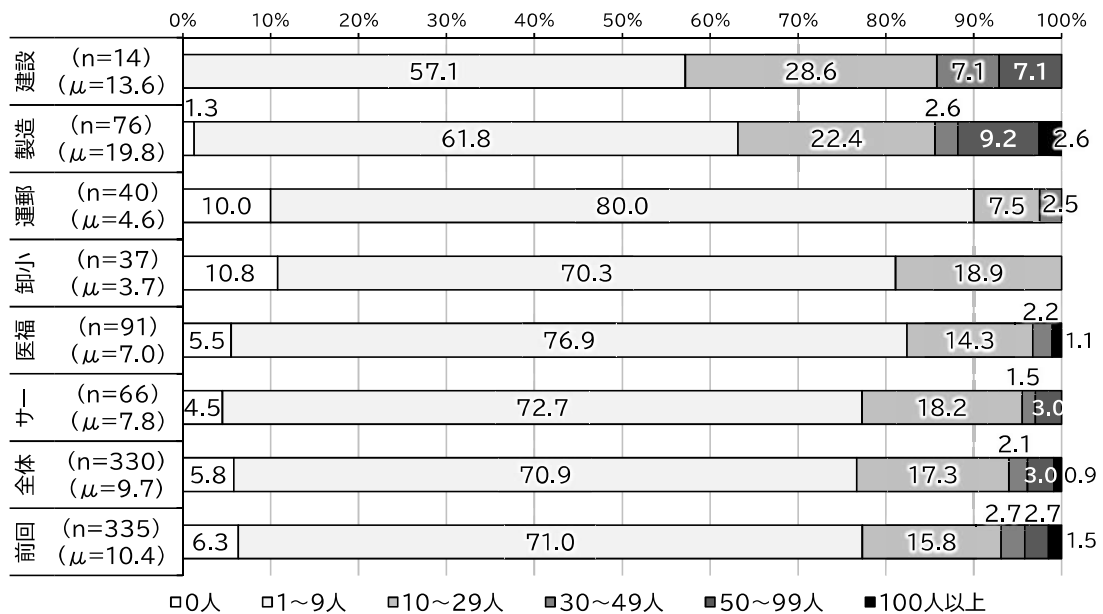
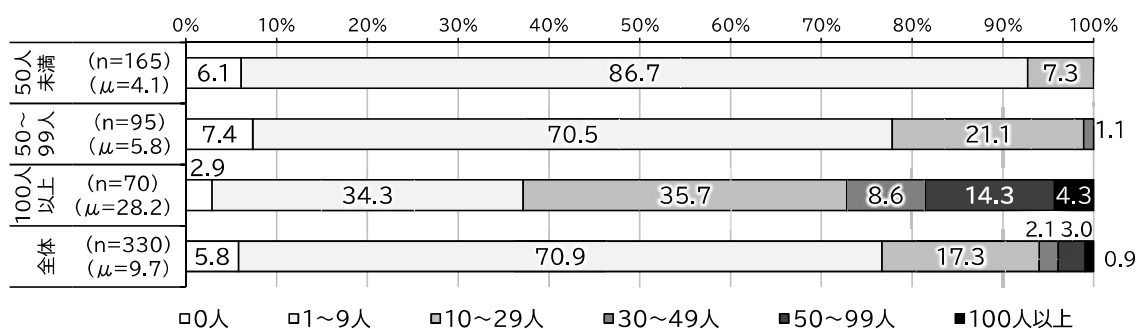


図1-6-2 管理職の人数(規模別)



全従業員に占める管理職の割合を業種別に示したものが図1-6-3、規模別に示したものが図1-6-4である。

全体をみると、管理職の割合が「0.1～10%未満」である事業所の割合が52.1%と最も高く、次いで「10～25%未満」が34.5%、「25～50%未満」が7.3%と続く。

業種別にみると、製造業では管理職の割合が「10～25%未満」である事業所の割合が56.6%と高いのに対して、「運輸業、郵便業」をはじめ4業種で「0.1～10%未満」が5割以上を占める。また、「卸売業、小売業」では「25～50%未満」が13.5%、「建設業」では、回答数が少ない点に注意が必要だが、「25～50%未満」が28.6%と、相対的に高い割合である。

規模別にみると、従業員「50人未満」の事業所では、管理職の割合が「10～25%未満」が43.6%、「25～50%以上」が10.3%と相対的に高い。「50～99人」「100人以上」の規模では、「0.1～10%未満」がそれぞれ58.9%、62.9%と最も高い割合を占めている。

図1-6-3 管理職の割合（業種別）

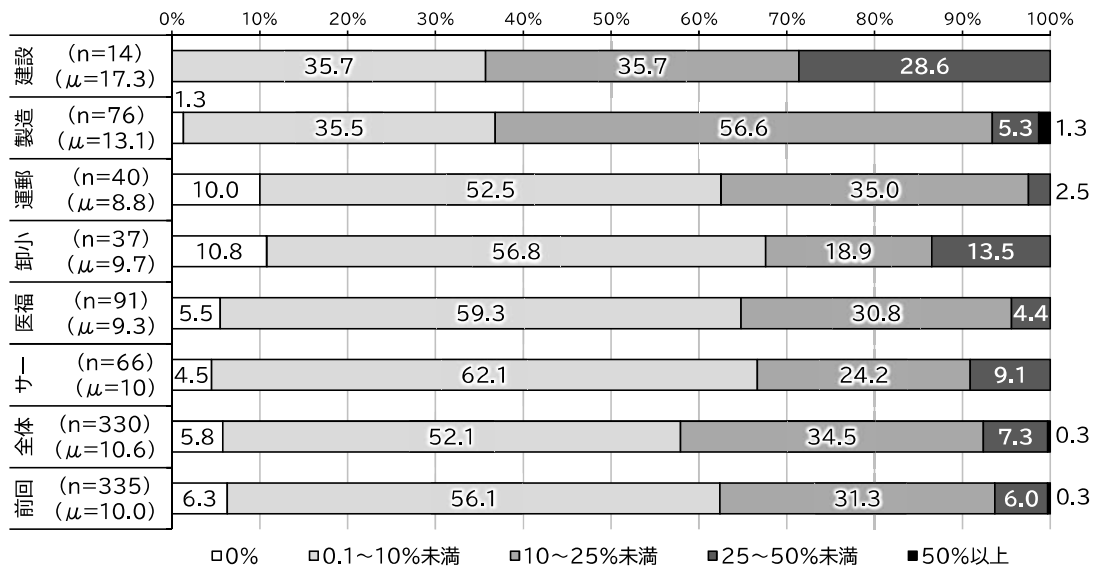
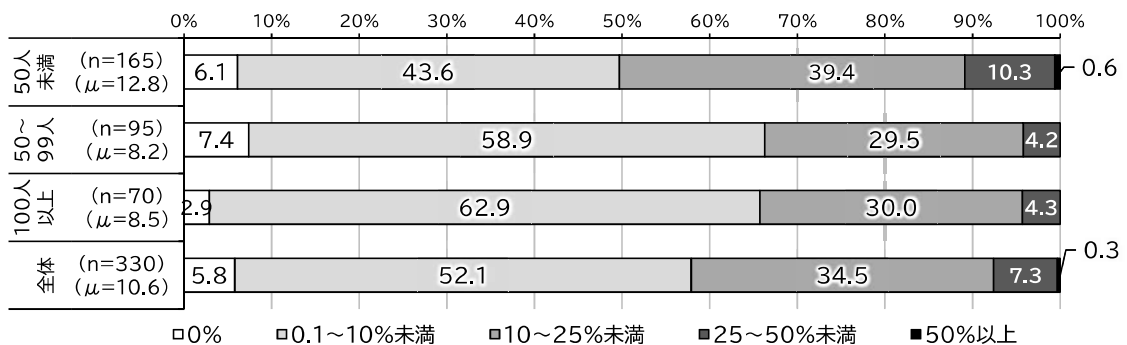


図1-6-4 管理職の割合（規模別）



④ 尼崎市内に居住する従業員の割合

尼崎市内に居住する従業員の割合を業種別に示したものが図1-7-1、規模別に示したものが図1-7-2である。

全体では、市内居住者が「25～50%未満」であるという事業所の割合が31.1%と最も高く、次いで「50～75%未満」が29.2%、「75%以上」が18.6%と続く。また、市内居住者が従業員の半数以上を占める事業所の割合は47.8%である。

業種別にみると、市内居住者が従業員の半数以上を占める事業所の割合が最も高いのは、「卸売業、小売業」で72.2%、次いで「医療、福祉」が68.2%である。一方で、4分の1未満である事業所の割合が最も高いのは「製造業」で、特に「25～50%未満」が48.1%である。

規模別にみると、「50人未満」では市内居住者が「75%以上」である事業所は22.4%、「50～99人」では「50～75%未満」が38.3%となっており、市内居住者が半数を占める事業所の割合も高くなっている。「100人以上」の規模では、「10～25%未満」が25.4%、「10%未満」が6.0%であるなど、市内居住者の割合が相対的に高い。

図1-7-1 市内に居住する従業員の割合（業種別）

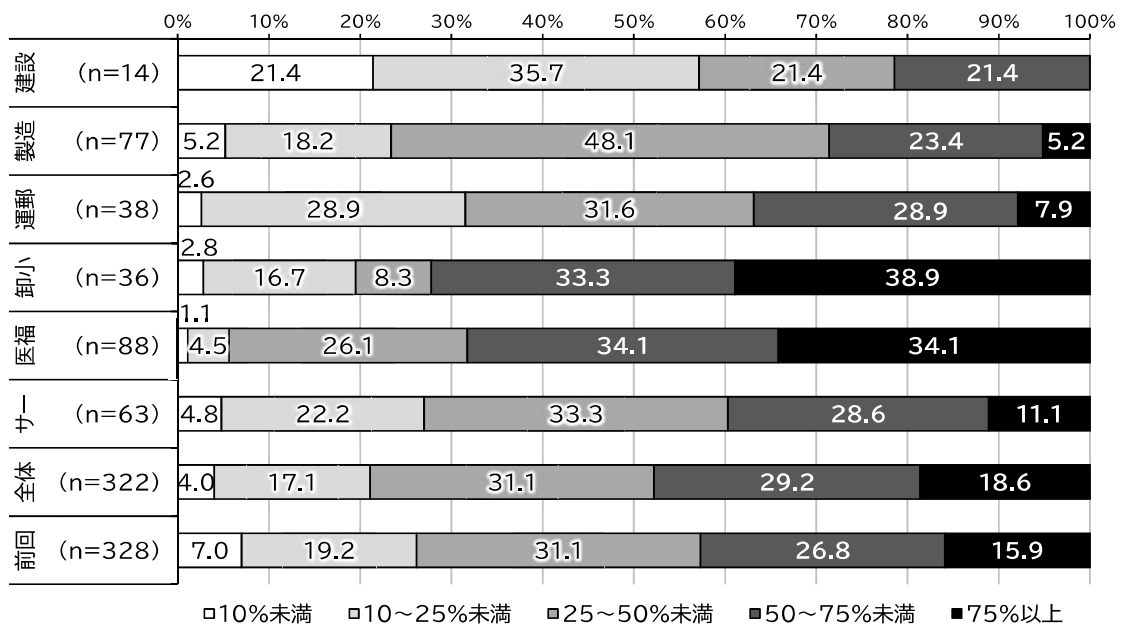
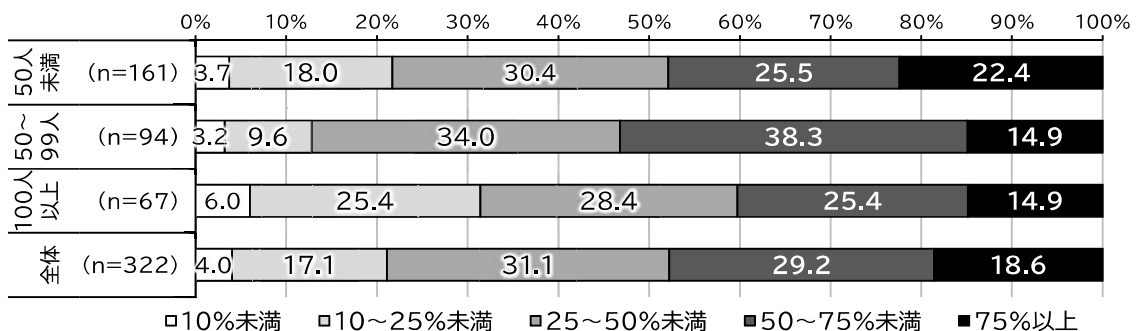


図1-7-2 市内に居住する従業員の割合（規模別）



⑤ 39歳以下の従業員の割合

39歳以下の従業員の割合を業種別に示したものが図1-8-1、規模別に示したものが図1-8-2である。

全体では、39歳以下の従業員の割合が「25～50%未満」である事業所の割合が48.9%と最も高く、次いで「10～25%未満」が22.2%、「50～75%未満」が14.7%と続く。

業種別にみると、39歳以下の従業員の割合が「50～75%未満」である事業所の割合が高いのは、「サービス業」の21.2%であり、次いで「製造業」が17.9%である。また、「25～50%未満」では、「建設業」が71.4%、「製造業」が56.4%、「卸売業、小売業」55.3%でと、全体と比べて高い割合を占めている。

規模別にみると、「100人以上」では、「25～50%未満」の事業所の割合が61.4%と、全体に比べて高い。「50～99人」では、「50～75%未満」の割合が17.3%と、他に比べて高い。

図1-8-1 39歳以下の従業員の割合（業種別）

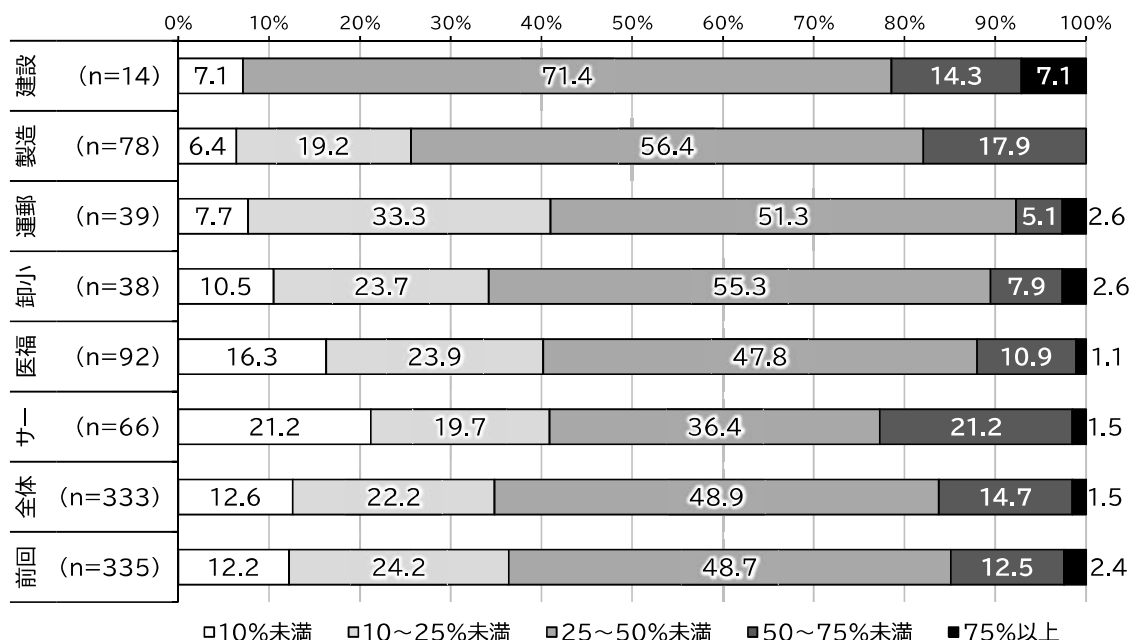
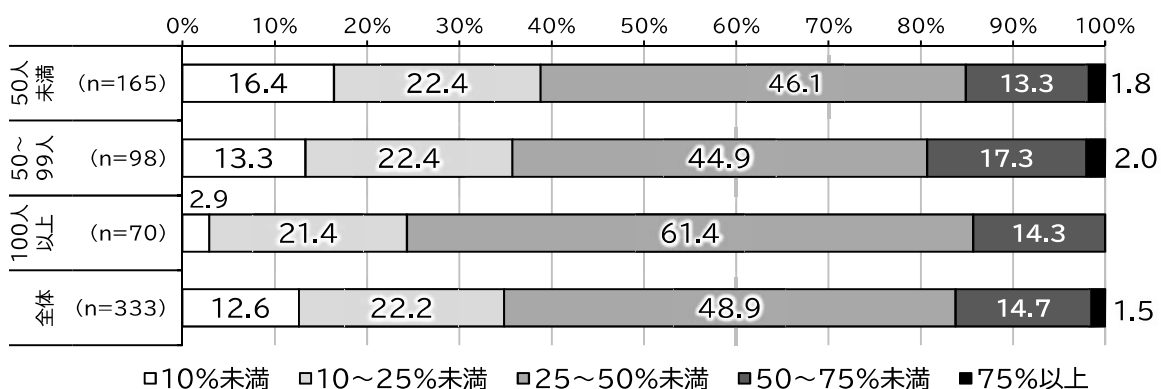


図1-8-2 39歳以下の従業員の割合（規模別）



(3) 労働組合

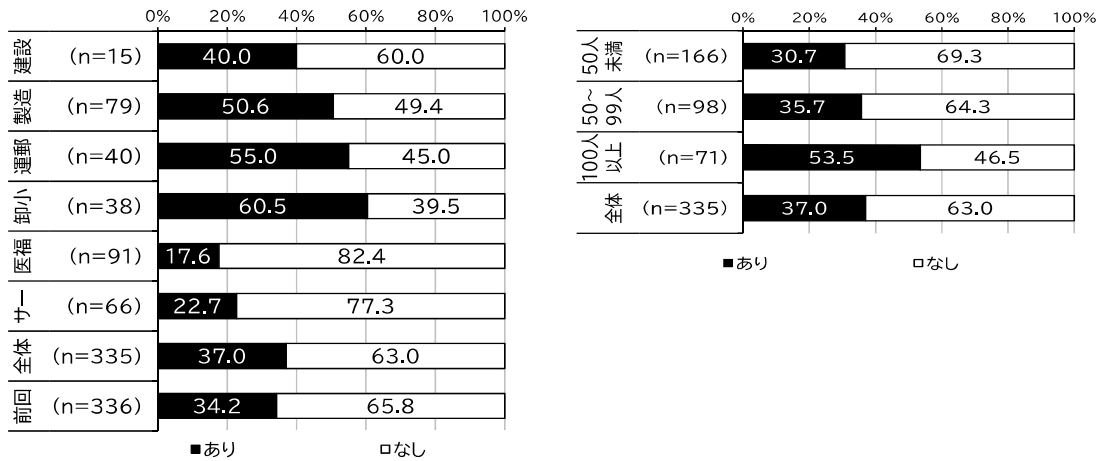
労働組合の有無について業種別・規模別に示したものが、図1-9である。

全体では、労働組合が組織されている事業所は37.0%（124事業所）である。

業種別にみると、全体と比べて、労働組合が組織されている事業所の割合が高いのは「卸売業、小売業」の60.5%、「運輸業、郵便業」の55.0%、「製造業」の50.6%である。一方で、全体と比べて低いのは、「医療、福祉」が17.6%、「サービス業」が22.7%である。

規模別にみると、従業員規模が「100人以上」の事業所では、労働組合が組織されている事業所の割合は53.5%と、他の規模と比べて最も高い。一方で、「50人未満」の事業所では労働組合が組織されている事業所の割合は、3割程度にとどまっている。

図1-9 労働組合の有無（業種別・規模別）



労働組合がある124事業所について、労働協約の締結状況について業種別・規模別に示したものが、図1-10である（この問に無回答の8事業所を除く。）。

「全体」では、97.4%の事業所が労働協約を締結している。また、すべての業種、すべての規模で、9割以上が労働協約を締結している。

図1-10 労働協約の締結状況（業種別・規模別）

